

平成25年度埼玉県退職校長会の主な行事予定

- 定期総会・美術展：H25・6月7日(金) さいたま市文化センター ● 支部総会：5月
- 理事会：H25・10月、H26・3月(年2回) ● 支部長会：H25・5月、9月、H26・2月(年3回)
- 県知事・県教委等への要望書提出：H25・9月他
- 関東甲信越地区退職校長会埼玉大会：H25・10月17日(木)、18日(金) プリランテ武蔵野
- 「彩の国教育の日」協賛、現・退校長教育推進協議会：H25・10～11月
- 現・退職校長会役員教育研究協議会：H25・12月 ● 囲碁大会：H25・10月初旬予定 別所沼会館
- 第8回ゴルフ大会：H25・10月10日(木) 吉見ゴルフ場

支部情報

《「比企支部 {東松山班} 退職校長会」の活動紹介》(H24年度)

- ◎ 総会 講話・宗教(本物・偽物)、ギター演奏 ◎ 理事会(年4回)
- 行事：① 1日研修 都内散策(江戸博・旧岩崎邸・三菱記念館) 20名参加
スカイ・ツリーを観ながら、浅草で懇親食事も 3月初旬。
今回は、上田・別所方面で「無言館」若き戦没美術大生の全国各地の寄贈絵画館
- ② 班近況だより刊行(27号) 寄稿者64名、A4版、14pa、編集委員会(3回)
- ③ 全会員対象の忘年親睦会の開催(初回) 38名参加(61～86歳会員)
- ④ 「彩の国教育の日」協賛、比企地区現職・退職校長教育推進協議会(78名参加) ※東松山市で開催
*発表題：「小中連携及び地域連携を核とした学校運営」・「比企ゆかりの東国武士」
- ⑤ 支部会報(年1回) 28号発行(東松山班担当)

平成25年度 教員採用選考試験結果

	埼玉県				さいたま市			
	1次受験者	1次合格者	採用候補者	倍率	受験者	1次合格者	2次合格者	倍率
小学校教員	2,771	1,457	857	3.2	555	360	160	3.5
中学校教員	2,959	955	530	5.6	544	219	100	5.4
養護教員	315	39	20	15.8	66	20	10	6.6
高等学校等教員	2,561	915	468	5.5				
合計	8,606	3,366	1,875	4.6	1,165	599	270	4.3

平成25年度 埼玉県管理職選考試験結果

	小中校長	小中教頭		県立学校	
		648(84)		90(9)	
		前期	後期	前期	後期
実受験者数	655(76)	523(72)	125(12)	56(7)	34(2)
※前後期別合格者		277(43)	53(8)	24(4)	8(0)
※前後期別倍率		1.89	2.36	2.33	4.25
最終合格者	199(25)	330(51)		32(4)	
最終合計倍率	3.29	1.96		2.81	

* () 内は女性(内数)

平成25年度

さいたま市管理職選考試験結果

	小中校長	小中教頭
実受験者数	109 (11)	92 (17)
最終合格者	34 (6)	31 (8)
最終倍率	3.21	2.97

* () 内は女性(内数)

郷土意識の育成について

〈埼玉県の教育情報〉

埼玉県教育委員会では「道徳教材資料集」を作成し、道徳の時間の指導に活用するように、各学校を指導しています。その中で埼玉の各分野の偉人の生き方や業績を学び、子ども達が郷土への誇りと愛着を深めていくことを求めています。その偉人を紹介します。

小低学年	小中学年	小高学年	中学校
若田光一	若田光一	本多静六	荻野吟子
	安松金右衛門①	渋沢栄一	塙保己一
塙保己一	渋沢栄一	塙保己一	渋沢栄一
渋沢栄一	森田恒友②	荻野吟子	鈴木文吾④
		落合芳三郎③	大川平三郎⑤
			下總皖一

注 ①野火止用水 ②画家 ③眼科医
④鋳物師 ⑤製紙王

被用者年金の一元化法案成立 ⇔ 共済年金制度は 【H25.2.28】 文責 A.S

◎昨年8月10日「社会保障と税の一体改革」関連法案の一つとして「被用者年金制度の一元化法案」が成立し、平成27年10月から施行される。これにより共済年金受給者はどうなるか、現行年金制度と関連して取り上げたい。

※【註】 **《現行の公的年金制度》**＝『若年世代が高齢世代を支える世代間扶養を行う仕組み』 **【給付は3階建て】**
★【1階部分】→現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば国民年金（老齢基礎年金）の給付を受ける。
★【2階部分】→民間サラリーマンは厚生年金、公務員は共済年金に加入義務あり、報酬比例年金（老齢厚生・共済年金）の給付を受ける。
★【3階部分】→共済年金受給者には上乗せ給付の「**職域加算**」（1・2階部分の8%程度）がある。民間は「**企業年金**」加入者が多い。
 ☆公務員OBには、「**追加費用**」（旧恩給制度での恩給→国は昭和34年、地方は37年廃止）の受給者がいる。

1. 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」成立 ⇒ 内容下記(1)～(6)

◆《施行日は消費税が10%となる平成27年10月。但し追加費用削減は、公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日から》◆

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとなり、2階部分の年金は厚生年金に統一される。
- (2) 「制度的な差異の解消」＝基本的に厚生年金に備える ⇒ そのため60歳代前半の在職老齢年金が減額となる例(下記参照)
 - ・厚生年金受給者 ⇒ 賃金(ボーナス込みの月収)と年金額の合計額が28万円を上回ると、上回った額の2分の1が支給停止となる。46万円を超えた場合、増加した分だけ支給停止となる。
 - ・共済年金受給者 ⇒ 厚生年金適用事業所に在職した場合、46万円を超えると、上回った額の2分の1支給停止。
 - ※65歳以降は、厚生年金・共済年金共に46万円を超えると、上回った額の2分の1支給停止となっている。
- (3) 「保険料率の統一」⇒18.3%に統一する
 - ※厚生年金・共済年金とも、保険料は現在も毎年0.354%ずつ引き上げているが、この引きあいで厚生年金が平成29年に18.3%なるのを上限とし、公務員は平成30年に、私学教職員は平成39年に、18.3%に統一する。
- (4) 共通財源とする「年金積立額」の仕分けは＝厚生年金積立金と揃える ⇒ 共済年金の残り分は新職域加算支払いにまわす
 - ◆厚生年金積立金 ⇒ 一人当たり積立額年換算4.1 (H23年3月末現在)
 - ◇国家公務員共済積立金 ⇒ 一人当たり積立額年換算6.1 ◇地方公務員共済積立金 ⇒ 一人当たり積立額年換算9.7
- (5) 3階部分の「**職域加算**」は廃止し、「**新たな年金給付制度**」を設ける＝「法」平成24年11月16日可決
 - ※新法の内容＝「半分は有期年金、半分は終身年金」とする。 ⇒ ・有期年金は10年又は20年か退職時一時払いを自己選択する
 - ・有期年金20年分と終身年金の合計月額、現職域加算よりやや減じる。
 - ※この法律の施行日(平成27年10月1日)前の受給権を有する者には、従来通り職域部分を支給しカットはない。
- (6) 【**追加費用**】＝追加費用財源の恩給期間に係る給付について、一律に27%減額する
 - ・ただし、減額率の上限は恩給期間を含めた共済年金全体の10%とする。また、230万円以下の給付は減額しない。
 - ※追加費用は、24年度予算総額で国共済(国負担分)は：約2,300億円、地共済(地方公共団体負担分)は：約8,600億円となる。

2. その他の年金関連情報

- ◇基礎年金国庫負担割合の2分の1の恒久化
 - ※消費税引き上げ年度から消費税財源による国庫負担割合1/2を恒久化。その間「つなぎ国債」を発行する。
- ◇物価スライド特例水準の解消(年金減額法 ⇒ 平成24.11.16成立)
 - ※本来より2.5%高い水準(特例水準)となっている年金支給額を平成25年10月から3段階で減額する(年金財政への影響は23年度まで約7兆円)。
 - ※減額の内容は、25年10月から1%分、26年4月から1%分、27年4月から0.5%分。
- ◇年金機能強化法案の成立(平24.8.10)
 - ※現在、原則25年必要であった公的年金の受給資格が「10年」に短縮される。

◎埼玉県退職校長会は、全国連合退職校長会・日本退職公務員連盟と連携し、「年金は国が法律で約束したもので既裁定者への給付額の堅持」、「65歳定年制の実現」、「60歳代前半の在職老齢年金の支給停止基準の緩和」、「公務員の職務の特殊性・有為な人材の確保への配慮」、等の要望事項を掲げ積極的に活動を展開している。

年度別会員数の推移

埼玉県退職校長会

支部 \ 年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
さいたま市	392	387	441	450	438	454	435	453	459	460
北足立南部	298	314	326	337	354	366	390	414	429	428
北足立北部	184	199	207	207	208	212	213	216	214	219
入間	577	577	596	584	601	623	647	668	675	691
比企	277	269	262	258	259	259	265	277	284	280
秩父	195	191	193	195	200	205	213	215	212	213
児玉	116	119	118	113	118	123	124	131	134	132
大里	351	343	345	343	330	341	339	347	334	331
北埼玉	335	333	320	323	319	322	323	319	328	334
埼玉葛	484	491	444	446	463	484	507	529	532	546
合計	3,209	3,223	3,252	3,256	3,290	3,389	3,456	3,569	3,601	3,634

*平成15年度さいたま市支部結成以降 *すべて各年度当初の会員数